

危険物の規制に関する規則等の一部改正について
(地下貯蔵タンクの流出防止対策)

年々増加傾向にある危険物施設からの流出事故防止対策の一環として、平成22年6月28日付け消防危第130号により「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令等」が公布され、平成23年2月1日から施行されました。(ただし、経過措置として、現に許可を受けている施設については、平成25年1月31日までの間は、従前の例によることができます。)

今回の改正により、**地盤面下に直接埋設された既設の鋼製一重殻の地下貯蔵タンク**のうち、設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件を満たすものを、下記地下貯蔵タンク危険性評価表により、「腐食のおそれが**特に高い**地下貯蔵タンク」又は「腐食のおそれが**高い**地下貯蔵タンク」に区分し、施行期日までに一定の措置を講ずる必要が生じます。

地下貯蔵タンク危険性評価表及び対策

第1 腐食のおそれが**特に高い**地下貯蔵タンクの要件

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm未満

(対策)

FRP内面ライニング；タンク内面に腐食防止のためFRPを被覆する。

電気防食；タンクの周囲に電極を埋設し、タンクへ外部から直流電流を流し腐食を防止する。

第2 腐食のおそれが**高い**地下貯蔵タンクの要件

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上 12.0mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
30年以上40年未満	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
20年以上30年未満	アスファルト	4.5mm未満

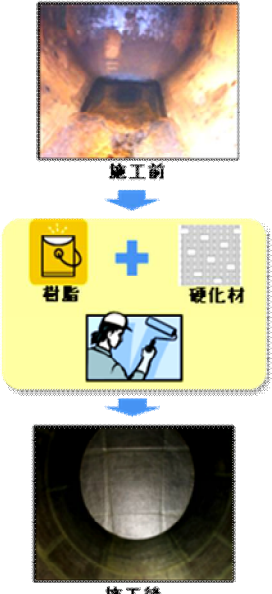
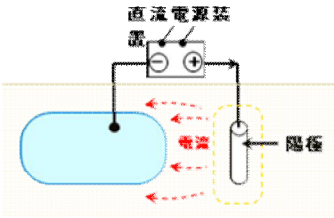
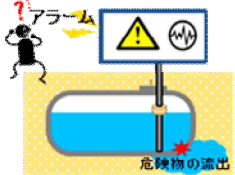
(対策)

FRP内面ライニング；タンク内面に腐食防止のためFRPを被覆する。

電気防食；タンクの周囲に電極を埋設し、タンクへ外部から直流電流を流し腐食を防止する。

常時監視(高精度液面計等)；直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備を設ける。

タンクの形態によっては、腐食のおそれが高いタンクの対策として高精度液面計等を設置し、数年後に腐食のおそれが特に高いタンクとしてFRP内面ライニング又は電気防食の対策が必要となり、二重の経費がかかることがありますので、将来を見据えた計画的な対策が必要です。

① FRP内面ライニング	② 電気防食	③ 常時監視
 <p data-bbox="194 1435 555 1518">○埋設されたままの状況で内面全体に厚さ2ミリになるよう強化プラスチックを被覆する。</p>	 <p data-bbox="624 1137 1007 1294">○金属(鉄)の腐食は、土壌のイオン濃度の不均一性等により、埋設された金属の一部分に電流が発生し、鉄がイオン化して溶解するため発生する。</p> <p data-bbox="624 1335 999 1458">○電気防食は、埋設されたタンクへ外部から腐食によるものと逆向きの電流を流すことで腐食の進行を防止する。</p>	 <p data-bbox="1066 1137 1445 1395">○直径0.3ミリメートル以下の以下開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備(例えば、埋設されたタンクに貯蔵されている危険物の液面を常に計測して、危険物の流出による液面の変化を検知し、警報を発するシステムがある。)</p>

第3 施行期日

平成23年2月1日から施行する。

(ただし、平成25年1月31日までの間は、経過措置期間が設けられておりますが、危険物が流出した場合の被害拡大の危険性を考慮すると、早期の対策を講ずることが望まれます。)

お問い合わせ
担当：消防本部予防課 保安係
電話 0285-82-8706
ファクス 0285-83-3746